

皇居外苑二重橋前における写真撮影事業に係る協定書

環境省自然環境局皇居外苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）と【事業者名】（以下「【事業者名】」という。）は、【事業者名】が皇居外苑二重橋前における写真撮影事業を実施するにあたり、令和6年2月13日付けで公募公告を行った「皇居外苑二重橋前における写真撮影事業者応募要領」及び令和6年 月 日付けで【事業者名】より提出のあった「皇居外苑二重橋前における写真撮影事業者に係る応募申請書」の記載事項以外については下記により定めるものとする。

<記載事項>

（例）企画提案書__頁の内容については、【変更内容を記載】のとおりとする。

<記載事項以外>

1. 皇居及び皇居外苑行事等のため、事業実施地域が一時的若しくは全日使用できなくなる場合の代替措置
 - （1）楠公銅像前を写真撮影場所として使用できるものとする。ただし、管理事務所が他の利用者の支障にならないと認めた場合に限るものとする。
 - （2）上記代替措置による使用については、使用日前日までに管理事務所に承認を求めるものとする。
 - （3）事業実施地域が一時的若しくは全日使用できなくなる場合は、管理事務所は【事業者名】へ事前に情報提供するものとする。
2. 撮影台の保管場所
 - （1）撮影台の保管場所は楠公トイレ脇とする。
 - （2）撮影台の保管中の紛失、毀損について、その責任はすべて【事業者名】が負うものとする。
3. 駐車票及び通行証の貸与等
 - （1）撮影機材の搬入に必要となる車両の、駐車票及び通行証を次により貸与する。又、車両については、事前に管理事務所にナンバーを登録する。
 - ・駐車票__枚、通行証__枚
 - （2）撮影写真の配送に必要となる【事業者名】所有の、自動二輪車の楠公地区への進入を認める。進入する自動二輪車については、事前に管理事務所にナンバーを登録する。
4. 撮影台の貸与

事業実施地域において、他者より撮影台貸与の依頼があった場合は、以下の料金を貸与できるものとする。

 - ・学生団体への貸与：1カットにつき_____円
 - ・一般団体への貸与：1カットにつき_____円貸与により得た収入は、毎月の売上高の報告に含めることとする。
5. 来園団体同行の写真撮影業者からの撮影依頼

事業実施地域において、来園した団体に同行していた写真撮影業者から、急遽団体に同行できなくなった等の理由により撮影の依頼があった場合は、以下の料金を代行撮影ができるものとする。

- ・学生団体の場合：1カットにつき _____円
- ・一般団体の場合：1カットにつき _____円

6. 報告の書式

- (1) 撮影利用者及び一般利用者から苦情・要望があった場合は、適切に対応するとともに速やかに別紙1により管理事務所まで提出すること。
- (2) 売上高及び利用者数の報告の書式は別紙2のとおりとする。

7. 事業にあたっての遵守事項

- (1) 大きな看板の設置、宣伝チラシの配布は行わないこと。
- (2) 撮影関係機材（立台、リヤカー含む）以外の使用、又は持ち込みを行わないこと。
- (3) 一般利用者の通行、撮影に支障がないようにすること。
- (4) 事業を認められた区域外での撮影を行わないこと。
- (5) 皇居外苑の風致・景観を乱す行為を行わないこと。
- (6) 正当な理由なくして撮影依頼を断ることはできない。又、撮影依頼を断る場合は、依頼者に十分な説明を行い、理解を得るものとする。

8. その他

本協定書に変更及び疑義等がある場合は、その都度、双方で協議する。

本協定書は、利用許可違反等がない場合の更新の際（最大2回）、毎年度取り交わしを行うこととする。

令和 年 月 日

東京都千代田区皇居外苑1-1
環境省自然環境局
皇居外苑管理事務所長 中村 邦彦 ㊟

事業者住所 _____
事業者名 _____
代表者名 _____ ㊟

苦情・要望対応

日 時	令和 年 月 日 ()
場 所	二重橋前 ・ 楠木正成像前
内 容	
対 応	

令和 年 月 売上高及び利用者数

報告日：令和 年 月 日

【通常撮影】

項 目	件 数	枚 数	単価（円）	金額（円）
合 計				

【撮影台貸出し】

項 目	団体数	カット数	単価（円）	金額（円）
学生団体				
一般団体				
合 計				

【代行撮影】

項 目	団体数	カット数	単価（円）	金額（円）
学生団体				
一般団体				
合 計				